

参考資料

1. 神河町地域公共交通活性化協議会 設置要綱
2. 神河町地域公共交通活性化協議会 委員名簿
3. 神河町地域公共交通計画策定経緯
4. 用語集

1. 神河町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和4年6月10日

要綱第32号

令和5年2月20日改正

令和5年11月14日改正

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、神河町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は20人以内とし、次に掲げる者又は機関・部局の代表者をもって組織する。

- (1) 神河町副町長
- (2) 住民又は地域公共交通の利用者
- (3) 学識経験者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 公益社団法人兵庫県バス協会
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
- (9) 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所
- (10) 兵庫県福崎警察署交通規制担当部局
- (11) 神河町建設課
- (12) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事1人

- 2 会長は、神河町副町長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会において報告する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理の者を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者は、委員とみなす。
 - 4 会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の書面開催)

- 第7条 地震、暴風雨、大雪などの自然災害、感染症のまん延等、やむを得ない事情により会議を開催することが困難な時は、書面により委員へ賛否を求め、委員から書面による回答を得ることで、会議の議決に代えることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の過半数から書面による回答が得られなければ、会議の議決に代えることができない。
 - 3 第1項に規定する場合においては、前条第3項の規定にかかわらず委員の代理は認めない。
 - 4 第1項に規定する場合における協議会の議事は、前条第4項の規定を準用する。

(会議の公開)

- 第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(協議結果の取扱い)

- 第9条 会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項の変更)

- 第10条 会議において協議が調った事項についての軽微な変更については、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に変えることにより、行うことができる。

(運賃部会)

- 第11条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項については、次に掲げる委員で組織する運賃部会(「以下「部会」という。」)により協議を行う。

- (1) 神河町副町長
- (2) 住民又は地域公共交通の利用者
- (3) 協議運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (4) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部

- 2 部会長は、神河町副町長をもって充てる。

(準用)

- 第12条 第6条から第10条までの規定は、部会の協議について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、神河町ひと・まち・みらい課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第16条 協議会の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入を持って充てる。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

第18条 委員の報償については、神河町が委嘱する各種委員会に対する報償及び費用弁償の取扱いに関する要綱(平成17年要綱第90号)に準じて、予算の範囲内で支給することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

(神河町コミュニティバス運行計画検討委員会設置要綱及び神河町地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 神河町コミュニティバス運行計画検討委員会設置要綱(平成18年要綱第17号)及び神河町地域公共交通会議設置要綱(平成19年要綱第2号)は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 神河町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

※敬称略

	役職名	氏名
1	神河町副町長	前田義人
2	神河町区長会監事	笹倉昭彦
3	神河町老人クラブ連合会会長	佐谷邦明
4	神河町社会福祉協議会会長	秋山紀史
5	神河町民生児童委員会会長	高崎彌生
6	神河町連合PTA会長	上垣哲史
7	龍谷大学文学部歴史学科日本史学専攻教授	井上学
8	(株)ウイング神姫代表取締役	今村佳央
9	(株)ウイング神姫運輸部取締役部長(タクシー)	佐野卓也
10	兵庫県タクシー協会西播支部長(神崎交通株)	依藤義光
11	西日本旅客鉄道(株)福崎駅長	堀正直
12	(公財)兵庫県バス協会専務理事	新屋敷昭一
13	(株)ウイング神姫労働組合	村上伸作
14	神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官	田中康嗣
15	中播磨県民センター姫路土木事務所企画調整担当所長補佐	林秀樹
16	福崎警察署交通課長	藤嶋勉
17	神河町建設課長	野崎直規
18	神河町立神河中学校校長	古河享正
オブザーバー	兵庫県土木部交通政策課副課長兼地域交通班長	新田博史

3. 神河町地域公共交通計画策定経緯

実施日	内 容
令和5年7月3日	令和5年度第1回地域公共交通活性化協議会 ・計画策定に係る実施概要等報告
令和5年7月中旬～	通学に関するアンケート配布
令和5年7月下旬～	公共交通に関するアンケート郵送
令和5年8月下旬～	デマンド型交通に関するアンケート郵送
令和5年9月22日	地域公共交通計画策定業務実施に係る通学状況確認 町内バス停、交通状況等確認、巡回調査
令和5年11月22日	令和5年度第2回地域公共交通活性化協議会 ・各アンケート結果の取りまとめ状況等報告
令和5年12月2日	越知谷ブロック地域自治協議会との勉強会
令和5年12月5日	第1回作業部会 ・交通事業者との目標・施策調整
令和6年2月1日	第2回作業部会 ・交通事業者との目標・施策調整
令和6年2月26日	令和5年度第3回地域公共交通活性化協議会 ・神河町地域公共交通計画素案について協議
令和6年2月28日～3月6日	神河町地域公共交通計画に係る意見募集の実施
令和6年3月	神河町地域公共交通計画策定

4. 用語集

あ行

ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT(Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。
-----	---

か行

貨客混在	貨物と旅客の輸送、運行を一緒に行うこと。宅配用荷物と旅客を同時に運べるように国土交通省が規制緩和を行い、それまで旅客輸送は安全確保の観点から貨物とは別に行われていたが、物流業の危機的な人手不足を受け、荷物と旅客を一緒に運べるようにした。
キャッシュレス決済	お札や小銭などの現金を使用せずにお金を使うこと。クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンやインターネットを使った支払いなどのこと。
交通事業者	公共交通などを運営する主体のこと。鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者などが該当する。
コミュニティバス	市・区・町・村などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。地元のバス会社に実際の運行を委託するなどし、必要に応じ経済的な支援を行うのが一般的である。NPO 法人などに事業の運営を委託するケースもある
幹線	複数の市町村をまたがる基幹的な公共交通である地域間交通ネットワーク(幹線交通)のこと。

さ行

自家用有償旅客運送	バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供する運送サービス。 ※(交通空白地有償運送):市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の輸送をおこなうもの。 ※(福祉有償運送):市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障がい者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送をおこなうもの。
支線(フィーダー)	複数の市町村をまたがる基幹的な公共交通である地域間公共交通ネットワーク(幹線交通)と接続する支線交通のこと。
自動運転	運転者ではなくシステムが運転操作に関わる認知、予測、判断、操作の全てを代替して行い、車両を自動で走らせること。
住民主体型交通(ライドシェア)	住民自らが主導して、住民ニーズに見合った必要最小限の公共交通サービスを行うこと。住民が自家用車を用いてドライバーを担いながら、送迎サービスを行うものなど。
スクールバス	児童生徒等の通学に供することを主たる目的として運行されるバス等のこと。

た行

定時定路線	決まった時間、経路を運行するもの。
デジタルサイネージ	日本語では「電子看板」。屋外・店頭・交通機関などの公共空間で、ネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。設置場所や時間帯によって変わるターゲットに向けて適切にコンテンツを配信が可能となる。
デマンド型交通	バスや電車等のようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回る方式(定時定路方式)ではなく、利用者の事前予約に応じて、決まった運行区域内で運行経路や運航スケジュールを決定して運行する公共交通のこと。

な行

2次交通	鉄道駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶアクセス交通のこと。
------	----------------------------------

は行

バス時刻表標準フォーマットデータ(GTFS-JP)	「標準的なバス情報フォーマット」における静的データフォーマットであり、国際的に広く利用されている公共交通用データフォーマット「GTFS」を基本に、日本の状況を踏まえて拡張されたもの。GTFS-JPはGTFSとも互換性がある。公共交通の情報を利用者に届ける手段の一つとして、全国でオープンデータとして公開されており、路線、時刻表、運賃表等が誰にでも確認できる状態にするというもの。
フレイル	加齢に伴って心身の衰えた状態のこと。健康な状態や要介護状態の中間の段階を指し、努力次第では身体機能や認知機能等を回復させることができる。大きく分けて「身体的フレイル」、「精神・心理的フレイル」、「社会的フレイル」に分類される

ま行

Maas	Mobility as a Service の略称で、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。
------	---